

氷川町企業立地促進事業の概要

I. 氷川町内に工場等を新設または増設する場合に次のような優遇制度を設けています。

① 固定資産税奨励金

工場等の投下固定資産総額に対して賦課される固定資産税額分を、最初に賦課される年度の翌年度から3年間、固定資産税奨励金として交付します。

② 用地取得補助金

工場等の建設のために新たに取得した土地の取得価格の20/100の額（上限5,000万円）を用地取得補助金として1回限り交付します。（用地取得後、1年以内に建設工事に着手する必要があります。）

③ 工場等建設補助金

②の土地に工場等の施設整備を行う場合、工場等に係る投下固定資産総額（土地の取得費は除く）の10/100の額（上限5,000万円）を工場等建設補助金として1回限り交付します。

④ 雇用奨励金

工場等の操業開始に伴い雇用した新規雇用者のうち、氷川町内に住所を有する者の雇用者一人につき30万円（上限600万円）を雇用奨励金として1回限り交付します。

※投下固定資産総額とは、

地方税法第341条に規定する固定資産（土地、家屋、償却資産）で、工場等の新設又は増設に伴い取得した固定資産の取得価格の合計額をいいます。

※①から④までの奨励金及び補助金のそれぞれの対象に該当するときは、それぞれ併せて優遇措置を受けることができます。

II. 優遇措置の対象となる工場等には要件があり、事前に町の指定を受ける必要があります。

【工場等の要件】

- ① 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術、開発、検査、研究機関等の施設。
- ② 工場等の投下固定資産総額が1,000万円を超え、かつ、新規雇用者1人以上あり、そのうち町内に住所を有する者が30%以上。
- ③ 工場等の建設及び事業の実施にあたり、公害を発生するおそれのないもの又は公害発生防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反しないこと。

※この優遇措置を受けるためには、工場等がこの条例に適用する旨の指定を事前に受ける必要があります、申請手続きの詳しくは裏面をご覧ください。

氷川町企業立地促進条例の申請等手続きの流れ

